

横浜市内指定特定相談支援事業者 各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

令和7年度横浜市新規相談支援専門員配置等補助金について（通知）

平素より、横浜市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、計画相談支援の拡充を目的として、以下のとおり、補助事業を実施しますので、お知らせいたします。

1 補助内容

(1) 対象事業所

横浜市から指定を受けている指定特定相談支援事業所

(2) 補助金額等

対象となる相談支援専門員一人あたりの人事費として30万円

(3) 要件

以下に定めるすべての要件を満たしていること。

※本補助金の交付対象となった事業所は、原則、運営指導を行い、交付要件を満たしていることの確認を行います。

交付要件	
ア	令和7年4月1日以降に、新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を配置し、交付申請日及び実績報告日時点において、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を継続していること。
イ	上記に該当する相談支援専門員の配置日以降に、新たに計画相談支援の利用契約を締結した件数（新規契約）が、実績報告日時点で配置日時点と比して30件以上増加していること。
【新規契約の対象】	
・	横浜市が援護の実施をしている者（横浜市が支給決定している者）
・	障害児相談支援の支給決定を受けていない者
・	事業所変更でない者（別の事業所の休止又は廃止により事業所を変更した者は除く）
・	同一法人内の別の相談支援事業所からの変更でない者
ウ	区自立支援協議会相談支援部会に参画し、基幹相談支援センターや区福祉保健センターと連携していること。

2 交付手続きについて

(1) 交付申請

申請書類	① 補助金交付申請書（第1号様式） ※押印は不要 ② 相談支援専門員の配置状況報告書（第2号様式） ③ 交付対象となる相談支援専門員の挙証資料 ・実務経験証明書の写し ・初任者研修修了証の写し ・現任研修修了証の写し（該当者のみ）
------	--

申請期間	令和7年6月から令和7年12月26日まで
申請方法	電子メールにて申請書類をお送りください。 メール件名は以下としてください。 【補助金申請】【〇〇〇（事業所名）】相談支援専門員配置等補助金の申請について

(2) 実績報告

本市から補助金交付決定通知書を受領し、実績が確定した後にご提出ください。

提出書類	① 補助金実績報告書（第6号様式）※押印は不要 ② 相談支援事業実施状況報告書（第7号様式） ③ 対象となる相談支援専門員の雇用期間中に支払った賃金の総額がわかる書類
提出期限	令和8年3月2日まで
提出方法	電子メールにて提出書類をお送りください。 メール件名は以下としてください。 【補助金実績】【〇〇〇（事業所名）】相談支援専門員配置等補助金の実績報告について

(3) 請求

本市から補助金額確定通知書を受領した後にご提出ください。

提出書類	① 補助金請求書（第9号様式）※押印は不要 ・ただし、請求委任や受領委任を行う場合は委任状を添付し、押印は省略できません。 ② 振込先がわかる資料（通帳の写し等）
提出期限	令和8年4月上旬
提出方法	電子メールにて提出書類をお送りください。 メール件名は以下としてください。 【補助金請求】【〇〇〇（事業所名）】相談支援員配置等補助金の請求について

3 書類提出方法の留意事項及び提出先

本市への書類提出はPDFファイルにしたものをお送りください。

ファイルには、下記のパスワードを設定してください。

【パスワード】6714133

【提出先アドレス】kf-shiteisoudan@city.yokohama.lg.jp

※提出様式は横浜市ホームページの「横浜市 相談系サービス」のページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaiigo/fukushi/service/soudan.html>

4 参考資料

- (1) 提出様式（記載例）
- (2) 補助金申請からお支払いまでの流れ（予定）
- (3) Q A

<担当> 横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係
電話 045-671-4133